

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

日向市教育委員会

全国一斉「緊急事態宣言」を踏まえた

小中学校の臨時休業の実施について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校及び日向市教育委員会の取り組みに対し、ご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。また、本市の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策につきまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに対しましても、深くお礼申し上げます。

さて、既に報道等でご存知のことと思いますが、安倍首相は16日に新型コロナウイルス感染症に関する基本的対処方針を改定し、緊急事態宣言を全国全ての都道府県に拡大するとともに、これまでの7都府県に、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都を加えた13都道府県を「特定警戒都道府県」と位置づけました。

これにより、17日、宮崎県知事より、不要不急の外出を控えることや感染の拡大している地域との往来を極力控えること等、本県としての対応について示されたところです。また、県教育委員会からも、全ての県立学校を4月21日から、臨時休業にするという方向性が示されたところです。

感染の流行を早期に収束に向かわせるためには、感染者本人はもとより、患者クラスター（集団）が、次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した拡大防止対策を講じるべきであるとの指摘があります。また感染者を出さないためにも、3つの「密」を極力避け、人と人との接触をできる限り減らすとともに、人の往来を最小限にすることが非常に重要だとも言われております。

したがいまして、何より子どもたちの健康・安全を第一に考え、感染の拡大を防止するとともに、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに、あらかじめ備える観点から、以下のとおりとすることといたしました。

つきましては、今後の対応を別紙のとおりといたしますので、保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 市内の全ての小・中学校を、
4月22日（水）から5月6日（水）まで、臨時休業とします。
- 5月1日（金）の午前中を登校日とします。

1 臨時休業について

- 4月21日（火）までは、通常どおりの登校（小学校は集団登校）とし、給食があります。
- 4月21日（火）は、臨時休業に備え、休業期間中の家庭生活や家庭学習等について児童生徒に説明するなど、休みに入る前の準備や指導を行います。
- 5月1日（金）の登校日は、給食はありません。
家庭学習の振り返りを行ったり、新たな家庭学習の課題を配付したりいたします。また、5月7日以降の対応についても、この日に説明します。
- 部活動については、4月20日（月）から5月6日（水）まで中止とします。
(スポーツ少年団活動についても、同様の要請をしています。)

2 児童生徒の受け入れについて

- 放課後子ども教室や放課後児童クラブ、家庭等での対応が難しい児童生徒については、学校での受け入れを行います。対象は原則、小学1～3年生の希望者、特別支援学級の児童生徒となります。
受け入れ時間は、午前8時30分から午後4時までとします。
受け入れを希望する場合は、事前に、担任の先生または学校に連絡してください。また、お弁当や水筒を持参させてください。

3 休業期間中の生活について

- 児童生徒の家庭学習につきましても、既習事項の復習に加え、新年度の学習内容についての予習的な課題も考慮いたします。小学校に入学したばかりの新1年生については、家庭学習がまだ難しい状況もありますので、学校からの課題に加え、読書など、各家庭での工夫もお願いいたします。
- 休業期間中の過ごし方によっては、取り組み方や学習習慣などに違いが出てきます。目標を決めて学習に取り組んだり、図書館などの利用も積極的に行い、本に親しんだりしながら、規則正しい生活や学習を心がけてほしいと思います。
(市立図書館は貸し出しや返却のみ行っております。)
- 相談したいことや不安に思うことなどありましたら、学校または教育委員会(66-1037)へご連絡ください。

4 その他

- 学校の運動場を、臨時休業期間中の午前10時から午後4時まで開放します。
児童生徒の心や身体の健康のために、1日2時間以内での活動ができます。感染拡大防止のために、集団での活動とにならないようご留意ください。
- 今後の状況によっては、臨時休業が延びることも予想されます。その場合には、登校日に改めて連絡いたしますので、適切な対応をお願いいたします。